

公益財団法人 樫山奨学財団

2025 年度 奨学生（新）募集要項 [大学学部学生]

1. 趣旨

この奨学金は、当財団の定める指定大学の学生で学業優秀、品行方正、身体強健で修学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金を給付することによって、社会的に有用な人材を育成することを目的とします。

2. 応募資格と併給について

応募者は、学業・人物ともに優秀でかつ修学可能な心身を持ち、学資の支援を必要とし、次の全ての条件に該当する者としてします。

- (1) 各指定大学一年次に在籍する者で、面接を受け推薦された者。
- (2) 大学を卒業または退学後、再び大学に入学した者は除く。
- (3) 財団の会合に参加し、円滑に交流が可能な者。
- (4) 他の育英奨学事業を行う民間財団等の奨学金と併給は不可。

・日本学生支援機構について

- ① 第3区分・第4区分の給付・貸与・授業料減免 →併給可
- ② 第1区分・第2区分の給付のみ →併給不可

・校内奨学金や地方公共団体奨学金は給付・貸与共に併給は可。

- (5) 当財団主催の「新入生オリエンテーション」への参加を厳守とします。

(2025 年度は 9 月 28 日（日）に行います) ※参加できない方は申請不可

3. 応募および給付内容

- (1) 応募可能人員 各大学 2 名まで
- (2) 採用人員 20 名程度（指定大学 40 大学より応募された人員より選考）
- (3) 給付月額 60,000 円
- (4) 給付期間 大学入学後 連続する 4 年間
- (5) 給付方法 応募書類に記入した銀行口座（本人名義に限る）に送金
- (6) 給付スケジュール
 - 第一回 8 月末日（4,5,6,7 月分）※2 年次から初回のみ 6 月末日
 - 第二回 9 月末日（8,9 月分）
 - 第三回 11 月末日（10,11 月分）
 - 第四回 1 月末日（12,1 月分）
 - 第五回 3 月中旬（2,3 月分）
- (7) 奨励金（一時金）
 - ① 3 年次特別給付金 30,000 円（新制度合格者に限る）
 - ② 交換留学給付金 100,000 円（協定校への留学で、期間中の単位認定可能なもの。
大学より留学届と証明書を提出し帰国後レポート提出。新制度合格者に限る）
 - ③ 成績優秀者賞 50,000 円（全学年対象。樫山奨学財団規定 GPA 上位者）

4. 募集時期および選考・通知方法

通知方法・・・全てメール **大学受付期限：2025年5月29（木）
専用フォームまたは窓口まで提出（17時まで）**

~~新規募集書類締切・・・2025年7月1日財団必着~~

新規採用選考・・・当財団選考委員による選考委員会

選考結果・・・7月末（各大学学生部を経て本人に通知）

奨学金申込書兼誓約書・・・8月20日必着 **※学内選考通過者のみ後日提出**

~~他財団との併給・併願状況をご確認の上期日までにメールで提出
してください。未提出の場合は採用辞退とみなします。送付願います
初回振込み・・・8月末（採用書類が整った学生のみ）~~

5. 応募書類について **※学内選考通過者のみ後日提出**

~~下記の書類をExcelまたはPDFで jimu@kashiyama-sf.comへ提出してください。~~

~~① 奨学生推薦調書（様式1）~~

~~※大学で作成願います。学長印は不要です。~~

~~② 高校の調査書（原本）~~

~~③ 奨学生願書・履歴書（様式2）~~

~~※本人名義の口座情報を記入してください（インターネット専業銀行は除く）~~

~~※写真は、縦3.5×横4.5 JPEG 700X900ピクセル以上のデータを貼付けてください~~

~~④ 身上調書（様式3）~~

~~※JASSOを含む他の団体への申込状況を記入してください~~

~~⑤ 家計維持者および配偶者全員の「所得証明書」または「住民税課税証明書」~~

~~2025年6月1日以降に地方自治体発行の2024年度（令和6年度）分~~

~~⑥ 住民票（同一世帯全員分）~~

~~⑦ 作文（様式4）~~

~~財団書式(30字×20行)用紙1000字から1200字程度~~

~~テーマ「将来の夢について」~~

~~入学学科等の志望理由や動機・入学後何を勉強したいのか~~

~~入学後の具体的な将来構想~~

~~以上、提出書類は奨学生採用審査に使用し、財団が保管・管理します。審査後は財団活動趣旨に基づいて使用する事があります。（会報誌「かしの芽」など）提出書類の返却はいたしません。~~

6. 奨学金の休止・停止・廃止

(1) 奨学生が休学し、または長期にわたり欠席をしたとき。

(2) 学業または生活行動などの状況により指導上必要があると認めたとき。

- (3) 傷病等の事由により成業を継続する見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績または素行が不良となったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 在学中処分を受け学籍を失ったとき。
- (7) 財団が定める必要提出書類を期日までに提出できないとき。

7. 奨学生の義務

- (1) 給付型奨学金のため返済の義務はありません。
- (2) 奨学生は毎年度末に継続審査書類として、学業成績証明書、生活状況報告書および学生生活報告書を理事長宛に提出しなければならない。
- (3) 奨学金受領書および近況報告書を財団が指定する用紙に指定した期日までに提出しなければならない。
- (4) 学業に励み、健康に注意して奨学生に相応しい態度と行動を取らなければならない。
- (5) 当財団の奨学金給付規定その他の規程を守り、当財団及び大学の指示に従い必要な手続きや連絡を怠らない。
- (6) 奨学生は当財団が主催する会合には原則出席するものとする。またその際の交通費や会合費は全て財団負担とします。
- (7) 新規採用された奨学生は「新入生オリエンテーション」に出席すること。
(日時や方法は別途本人に通知します)

~~公益財団法人 檜山奨学財団 事務局~~

~~〒103-8239 東京都中央区日本橋 3-10-5 オンワードパークビルディング~~

~~Tel 03-4512-1062 FAX 03-4512-1063 メールアドレス jimu@kashiyama-sf.com~~